

**青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する  
条例**

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

墓地等の経営の適正化および墓地等と周辺環境との調和を図るため、設置基準および構造設備基準の見直し等を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する  
条例**

青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 2 4 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書中「特別の理由がある場合であって、青梅市長（以下「市長」という。）が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは」を「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと青梅市長（以下「市長」という。）が認める特段の事情があるときは」に改め、同項第 2 号および第 3 号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

第 4 条第 2 項中「ならびに第 8 条第 2 項および第 3 項」を削り、同項ただし書中「市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは」を「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があるときは」に改め、同条第 4 項中「ならびに第 8 条第 2 項および第 3 項」を削り、同項ただし書を削る。

第5条の見出し中「協議」を「届出」に改め、同条第1項中「について」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「協議し」を「届け出」に改め、同条第2項および第3項を削る。

第6条中「前条第2項の規定により協議書を提出したときは」を「前条の規定により届出をしたときは」に改め、「、その旨を速やかに市長に届け出」を削る。

第7条の見出し中「等」を削り、同条中「おおむね100メートル」を「200メートル」に、「おおむね250メートル」を「500メートル」に改め、「、その経過の概要等を速やかに市長に報告し」を削る。

第8条第1項第3号を第4号とし、同項第2号中「構造設備と」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 宗教的感情への適合性に関する意見

第8条第1項に次の1号を加える。

(5) その他墓地等の計画に関する意見

第8条第2項中「は、申請予定者」の次に「または第4条第1項の規定による申請をした者および同条第3項の規定による墓地の区域または墳墓を設ける区域の拡張にかかる申請をした者（以下これらを「申請者」という。）」を、「て、申請予定者」の次に「または申請者」を加え、同条第3項中「申請予定者」の次に「または申請者」を加える。

第9条第1項第2号中「おおむね」を削り、同項第3号中「おおむね100メートル」を「200メートル」に改め、同条第2項中「市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは」を「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があるときは」に改める。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、地方公共団体が経営しようとする場合は、この限りでない。

第10条第1項各号を次のように改める。

(1) 墓地の境界から墳墓が見えないよう障壁を設置し、規則で定める幅の緑地帯を設けること。

(2) 出入口には、施錠ができる門扉を設けること。

(3) アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料で築造され、路面は

滑りにくい仕上げがなされた通路を設置し、その幅員は1.8メートル以上とし、各墳墓に接続していること。

- (4) 雨水または汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道または河川等に適切に排水すること。
- (5) ごみ集積施設、給水設備、便所、管理事務所および規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部または一部について、当該墓地を經營しようとする者が、当該墓地の近隣の場所に墓地の利用者が使用できる施設を所有する場合において、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があるときは、当該施設に関しては、この限りでない。
- (6) 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。
- (7) 墳墓の1区画当たりの面積は、3.75平方メートル以上とすること。
- (8) 墓地の区域に接する道路のうち、主たる入り口に接する道路は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号から第4号までに規定する道路であって、幅員6メートル以上とし、かつ、幅員9メートル以上を有する道路に接続していること。

第11条に次の1号を加える。

- (3) 住宅等から納骨堂までの距離を、200メートル以上確保すること。

第13条第1項中「おおむね250メートル」を「500メートル」に、「離れていなければならない」を「の距離を確保しなければならない」に改め、同条第2項中「市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは」を「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があるときは」に改める。

第15条の見出し中「工事の」の次に「着手および」を加え、同条中「かかる」の次に「工事に着手しようとするとき、および当該」を加える。

第16条の見出し中「許可」の次に「等」を加え、同条第1項中「前条の規定による当該墓地等の新設または変更にかかる届出」を「第4条第1項または第3項の規定による申請」に、「当該届出にかかる墓地等が」を「当該申請にかかる墓地等の經營が、墓地等の經營の永続性、安定性および非営利性、宗教的感情ならびに周辺環境との調和、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、かつ、」に改め、同条第2項中「廃止

にかかると」の次に「工事の完了の」を加え、同条第3項中「公衆衛生その他公共の福祉の見地から」を削り、同条に次の2項を加える。

4 第1項の規定により許可を受けた者は、当該許可にかかる墓地等の経営を開始する前に、構造設備が許可申請におけるものと適合していることの確認を受けなければならない。

5 第1項の規定により許可を受けた者が、許可を受けてから1年を経過するまでに当該墓地等の新設または変更にかかる工事に着手しない場合は、第1項の規定による許可は、その効力を失う。

第18条ただし書中「市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて」を「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があり」に改める。

第22条および第23条を削り、第21条の次に次の1条を加える。

(経営の許可等の取消し)

第22条 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地等の施設の整備改善またはその全部もしくは一部の使用の制限もしくは禁止を命じ、または第16条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

第24条を第23条とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請にかかるもの(施行日前にこの条例による改正前の青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定にもとづき、協議書を市長に提出している場合(以下「施行日前に協議書を提出している場合」という。)を除く。)について適用し、施行日前の申請にかかるものおよび施行日以後の申請にかかるもの(施行日前に協議書を提出している場合に限る。)については、なお従前の例による。

3 新条例第4条第4項の規定にかかわらず、施行日前に宗教法人が許可

を受けた墓地の区域に接する土地において墓地の区域の拡張を行う場合（当該拡張した後の墓地の区域の面積が、拡張前の墓地の区域の面積の2倍以内である場合に限る。以下「既存墓地の拡張の場合」という。）において、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があるときは、新条例第5条から第7条までに規定する手続の全部または一部を省略することができる。

- 4 新条例第10条第1項の規定にかかわらず、既存墓地の拡張の場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。
  - (1) 新条例第10条第1項第1号の規定は適用せず、旧条例第10条第1項第1号の規定を適用する。
  - (2) 新条例第10条第1項第2号、第7号および第8号の規定は、適用しない。
  - (3) 新条例第10条第1項第3号の規定の適用については、同号中「1.8メートル以上」とあるのは「1メートル以上」とする。
  - (4) 新条例第10条第1項第6号の規定については、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があるときは、適用しない。
- 5 新条例第11条第3号の規定については、施行日現在、同条第1号に該当する土地であって同条第2号に該当する敷地内に、施行日以後納骨堂を設置する場合は、適用しない。

青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する  
 条例要綱

## 1 改正の理由

墓地等の経営の適正化および墓地等と周辺環境との調和を図るため、設置基準および構造設備基準の見直し等を行おうとするものである。

## 2 改正の内容

- (1) 墓地等の経営主体となることができる宗教法人および公益法人は、市内に主たる事務所を有するものに限定する。(第3条関係)
- (2) 墓地等の計画にかかる申請前の協議を廃止し、申請前の届出制に改める。(第5条関係)
- (3) 住民説明会の対象者の範囲を改める。(第7条関係)

改正後	現 行
墓地等の計画は、建設予定地の敷地境界線から_____200メートル以内の範囲の者 (火葬場の計画は、_____500メートル以内の範囲の者)	墓地等の計画は、建設予定地の敷地境界線からおおむね100メートル以内の範囲の者 (火葬場の計画は、 <u>おおむね 250</u> メートル以内の範囲の者)

- (4) 墓地の設置場所の距離要件を改める。(第9条関係)

改正後	現 行
住宅等の敷地から墓地までの距離を、_____200メートル以上確保すること。	住宅等の敷地から墓地までの距離を、 <u>おおむね 100</u> メートル以上確保すること。

- (5) 墓地の構造設備基準を改める。(第10条関係)

改正後	現 行
墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。 <u>ただし、地方公共団体が経営しようとする場合は、この限りでない。</u>	墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
(1) <u>墓地の境界から墳墓が</u>	(1) <u>境界には、障壁または密</u>



けること。

けること。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(7) 墳墓の1区画当たりの面積は、3.75平方メートル以上とすること。

(8) 墓地の区域に接する道路のうち、主たる入り口に接する道路は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号から第4号までに規定する道路であって、幅員6メートル以上とし、かつ、幅員9メートル以上を有する道路に接続していること。

(6) 納骨堂の設置場所に距離要件を追加する。（第11条関係）

(7) 火葬場の設置場所の距離要件を改める。（第13条関係）

改正後	現 行
火葬場の設置場所は、住宅等から <u>500メートル以上の距離を確保しなければならない。</u>	火葬場の設置場所は、住宅等から <u>おおむね250メートル以上離れていなければならない。</u>

(8) 工事完了の届出のほかに、工事着手の届出を追加する。（第15条関係）

(9) 経営の許可等に関する規定を改める。（第16条関係）

改正後	現 行
( <u>経営の許可等</u> ) 第16条 市長は、 <u>第4条第1項または第3項の規定による申請</u> <u>があった場合</u>	( <u>経営の許可</u> ) 第16条 市長は、 <u>前条の規定による当該墓地等の新設または変更にかかる届出</u> があった場合

において、当該申請にかかる墓地等の経営が、墓地等の経営の永続性、安定性および非営利性、宗教的感情ならびに周辺環境との調和、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、かつ、第9条から第14条までに規定する基準に適合すると認めるときは、当該墓地等にかかる法第10条の許可をするものとする。

3 市長は、前2項の許可をするに当たっては、必要な条件を付することができる。

4 第1項の規定により許可を受けた者は、当該許可にかかる墓地等の経営を開始する前に、構造設備が許可申請におけるものと適合していることの確認を受けなければならない。

5 第1項の規定により許可を受けた者は、許可を受けてから1年を経過するまでに工事に着手しなければならない。この期間内に工事に着手されない場合は、第1項の規定による許可は、効力を失う。

において、当該届出にかかる墓地等 \_\_\_\_\_ が、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 第9条から第14条までに規定する基準に適合すると認めるときは、当該墓地等にかかる法第10条の許可をするものとする。

3 市長は、前2項の許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

- (10) 勧告および公表に関する規定を削る。(第22条、第23条関係)
- (11) 経営の許可等の取消しに関する規定を追加する。(第22条関係)
- (12) その他所要の規定の整備

### 3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年1月1日

(2) 経過措置

ア 新条例の規定が適用される申請の範囲について、必要な経過措置を設ける。

イ 既存墓地の拡張の場合における手続および構造設備基準の特例措置を設ける。

青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年条例第15号）

改正後	現行	備考
<p>(墓地等の経営主体等)</p> <p>第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、<u>公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと青梅市長（以下「市長」という。）が認める特段の事情があるときは</u>、この限りでない。</p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、同法の規定により登記された<u>主たる事務所</u>を青梅市（以下「市」という。）の区域内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営する能力を有するもの（以下「宗教法人」という。）</p> <p>(3) 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号の公益法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により登記された<u>主たる事務所</u>を市の区域内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営する能力を有するもの（以下「公益法人」という。）</p> <p>2および3 略</p> <p>(墓地等の経営の許可等の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定による申請は、次条から第7条まで<u>_____</u>に規定する手続を経た後でなければこれを行うことができない。ただし、<u>公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があるときは</u>、当該手続の全部または一部を省略させることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の規定による申請が墓地の区域または墳墓を設ける区域の拡張</p>	<p>(墓地等の経営主体等)</p> <p>第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、<u>特別の理由がある場合であって、青梅市長（以下「市長」という。）が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは</u>、この限りでない。</p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、同法の規定により登記された<u>事務所</u>を青梅市（以下「市」という。）の区域内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営する能力を有するもの（以下「宗教法人」という。）</p> <p>(3) 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号の公益法人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により登記された<u>事務所</u>を市の区域内に有し、かつ、永続的に墓地等を経営する能力を有するもの（以下「公益法人」という。）</p> <p>2および3 略</p> <p>(墓地等の経営の許可等の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定による申請は、次条から第7条までならびに第8条第2項および第3項に規定する手続を経た後でなければこれを行うことができない。ただし、<u>市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは</u>、当該手続の全部または一部を省略することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の規定による申請が墓地の区域または墳墓を設ける区域の拡張</p>	

にかかるものである場合には、次条から第7条まで\_\_\_\_\_に規定する手続を経た後でなければこれを行うことができない。

(申請前の届出)

第5条 前条第1項の規定による申請をしようとする者および同条第3項の規定による墓地の区域または墳墓を設ける区域の拡張にかかる申請をしようとする者(以下これらを「申請予定者」という。)は、当該申請にかかる計画(以下「墓地等の計画」という。)について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第6条 申請予定者は、前条の規定により届出をしたときは\_\_\_\_\_、墓地等の計画について、建設予定地の周辺の土地またはその土地の上の建築物の所有者および使用者への周知を図るため、規則で定めるところにより、建設予定地の見やすい場所に標識を設置し\_\_\_\_\_なければならない。

(説明会の開催)

第7条 申請予定者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、建設予定地の敷地境界線から200メートル\_\_\_\_\_ (火葬場の場合は、500メートル\_\_\_\_\_ ) 以内の範囲に存する土地またはその土地の上の建築物の所有者および使用者ならびにその者を構成員に含む地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する団体(以下「近隣住民等」という。)に対する説明会を開催し\_\_\_\_\_なければならない。

(近隣住民等の意見の申出)

第8条 近隣住民等は、墓地等の計画について、規則で定めるところに

にかかるものである場合には、次条から第7条までならびに第8条第2項および第3項に規定する手続を経た後でなければこれを行うことができない。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、当該手続の全部または一部を省略することができる。

(申請前の協議)

第5条 前条第1項の規定による申請をしようとする者および同条第3項の規定による墓地の区域または墳墓を設ける区域の拡張にかかる申請をしようとする者(以下これらを「申請予定者」という。)は、当該申請にかかる計画(以下「墓地等の計画」という。)について\_\_\_\_\_、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定により協議を行うときは、規則で定める協議書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議があったときは、申請予定者に対して、必要な指導および助言を行うことができる。

(標識の設置)

第6条 申請予定者は、前条第2項の規定により協議書を提出したときは、墓地等の計画について、建設予定地の周辺の土地またはその土地の上の建築物の所有者および使用者への周知を図るため、規則で定めるところにより、建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第7条 申請予定者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、建設予定地の敷地境界線からおおむね100メートル(火葬場の場合は、おおむね250メートル) 以内の範囲に存する土地またはその土地の上の建築物の所有者および使用者ならびにその者を構成員に含む地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する団体(以下「近隣住民等」という。)に対する説明会を開催し、その経過の概要等を速やかに市長に報告しなければならない。

(近隣住民等の意見の申出)

第8条 近隣住民等は、墓地等の計画について、規則で定めるところに

より、次に掲げる意見を市長に申し出ることができる。

- (1) 宗教的感情への適合性に関する意見
- (2) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見
- (3) \_\_\_\_\_周辺環境との調和に関する意見
- (4) 建設工事の方法等に関する意見
- (5) その他墓地等の計画に関する意見

2 前項の規定による申出に正当な理由があると市長が認めるときは、申請予定者または第4条第1項の規定による申請をした者および同条第3項の規定による墓地の区域または墳墓を設ける区域の拡張にかかる申請をした者（以下これらを「申請者」という。）は、近隣住民等と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者または申請者は、近隣住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3 申請予定者または申請者は、前項の規定により近隣住民等との協議を行ったときは、規則で定めるところにより、第1項の意見についての協議結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(墓地の設置場所)

第9条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 略
- (2) 河川または湖沼から墓地までの距離を、\_\_\_\_\_20メートル以上確保すること。
- (3) 住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等およびこれらの敷地（以下「住宅等」という。）から墓地までの距離を、200メートル\_\_\_\_\_以上確保すること。
- (4) 略

2 前項の規定にかかわらず、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があるときは、同項第2号および第3号の規定は、適用しない。

(墓地の構造設備基準)

第10条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、地方公共団体が経営しようとする場合は、この限りでない。

- (1) 墓地の境界から墳墓が見えないよう障壁を設置し、規則で定める幅の緑地帯を設けること。
- (2) 出入口には、施錠ができる門扉を設けること。

より、次に掲げる意見を市長に申し出ることができる。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見
- (2) 構造設備と周辺環境との調和に関する意見
- (3) 建設工事の方法等に関する意見

2 前項の規定による申出に正当な理由があると市長が認めるときは、申請予定者\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_は、近隣住民等と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者\_\_\_\_\_は、近隣住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3 申請予定者\_\_\_\_\_は、前項の規定により近隣住民等との協議を行ったときは、規則で定めるところにより、第1項の意見についての協議結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(墓地の設置場所)

第9条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 略
- (2) 河川または湖沼から墓地までの距離を、おおむね20メートル以上確保すること。
- (3) 住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等およびこれらの敷地（以下「住宅等」という。）から墓地までの距離を、おおむね100メートル以上確保すること。
- (4) 略

2 前項の規定にかかわらず、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは\_\_\_\_\_、同項第2号および第3号の規定は、適用しない。

(墓地の構造設備基準)

第10条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 境界には、障壁または密植した樹木の垣根を設けること。

(3) アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料で築造され、路面は滑りにくい仕上げがなされた通路を設置し、その幅員は1.8メートル以上とし、各墳墓に接続していること。

(4) 雨水または汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道または河川等に適切に排水すること。

(5) ごみ集積施設、給水設備、便所、管理事務所および規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部または一部について、当該墓地を經營しようとする者が、当該墓地の近隣の場所に墓地の利用者が使用できる施設を所有する場合において、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があるときは、当該施設に関しては、この限りでない。

(6) 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。

(7) 墳墓の1区画当たりの面積は、3.75平方メートル以上とすること。

(8) 墓地の区域に接する道路のうち、主たる入り口に接する道路は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号から第4号までに規定する道路であって、幅員6メートル以上とし、かつ、幅員9メートル以上を有する道路に接続していること。

## 2 略

(納骨堂の設置場所)

第11条 納骨堂の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1)および(2) 略

(3) 住宅等から納骨堂までの距離を、200メートル以上確保すること。

(火葬場の設置場所)

第13条 火葬場の設置場所は、住宅等から500メートル以上の距離を確保しなければならない。

2 火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、または改築する場合その他特別の理由がある場合で、公衆衛生その他公共の福祉の見地か

(2) アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料で築造され、その幅員が1メートル以上である通路を設けること。

(3) 雨水または汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道または河川等に適切に排水すること。

(4) ごみ集積施設、排水設備、便所、管理事務所および規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部または一部について、当該墓地を經營しようとする者が、当該墓地の近隣の場所に墓地の利用者が使用できる施設を所有する場合において、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、当該施設に関しては、この限りでない。

(5) 墓地の区域内に規則で定める基準に従い緑地を設けること。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

## 2 略

(納骨堂の設置場所)

第11条 納骨堂の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1)および(2) 略

(火葬場の設置場所)

第13条 火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね250メートル以上離れていなければならない。

2 火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、または改築する場合その他特別の理由がある場合で、市長が、公衆衛生その他公共の福祉

ら支障がないと市長が認める特段の事情があるときは、前項の規定は、適用しない。

(工事の着手および完了の届出)

第15条 第4条第1項または第3項の規定による申請をした者は、当該墓地等の新設、変更または廃止にかかる工事に着手しようとするとき、および当該工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(経営の許可等)

第16条 市長は、第4条第1項または第3項の規定による申請\_\_\_\_\_があった場合において、当該申請にかかる墓地等の経営が、墓地等の経営の永続性、安定性および非営利性、宗教的感情ならびに周辺環境との調和、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、かつ、第9条から第14条までに規定する基準に適合すると認めるときは、当該墓地等にかかる法第10条の許可をするものとする。

2 市長は、前条の規定による当該墓地等の廃止にかかる工事の完了の届出があった場合において、適当と認めるときは、当該墓地等にかかる法第10条の許可をするものとする。

3 市長は、前2項の許可をするに当たっては、\_\_\_\_\_必要な条件を付することができる。

4 第1項の規定により許可を受けた者は、当該許可にかかる墓地等の経営を開始する前に、構造設備が許可申請におけるものと適合していることの確認を受けなければならない。

5 第1項の規定により許可を受けた者が、許可を受けてから1年を経過するまでに当該墓地等の新設または変更にかかる工事に着手しない場合は、第1項の規定による許可は、その効力を失う。

(焼骨以外の埋蔵の禁止等)

第18条 墓地の経営者は、当該墓地において、焼骨のほかは埋蔵または埋葬をさせてはならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があり許可したときは、この限りでない。

の見地から支障がないと認めるときは\_\_\_\_\_、前項の規定は、適用しない。

(工事の\_\_\_\_\_完了の届出)

第15条 第4条第1項または第3項の規定による申請をした者は、当該墓地等の新設、変更または廃止にかかる\_\_\_\_\_工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(経営の許可\_\_)

第16条 市長は、前条の規定による当該墓地等の新設または変更にかかる届出があった場合において、当該届出にかかる墓地等が\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_第9条から第14条までに規定する基準に適合すると認めるときは、当該墓地等にかかる法第10条の許可をするものとする。

2 市長は、前条の規定による当該墓地等の廃止にかかる\_\_\_\_\_届出があった場合において、適当と認めるときは、当該墓地等にかかる法第10条の許可をするものとする。

3 市長は、前2項の許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(焼骨以外の埋蔵の禁止等)

第18条 墓地の経営者は、当該墓地において、焼骨のほかは埋蔵または埋葬をさせてはならない。ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めて\_\_\_\_\_許可したときは、この限りでない。

(勧告)

<p>(<u>経営の許可等の取消し</u>)</p> <p><u>第22条</u> 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地等の施設の整備改善またはその全部もしくは一部の使用の制限もしくは禁止を命じ、または第16条第1項の規定による許可を取り消すことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p><u>第22条</u> 市長は、申請予定者が第5条から第7条までならびに第8条第2項および第3項の規定による手続を適正に行っていないと認めるときは、申請予定者に対して、必要な勧告をすることができる。</p> <p>(公表)</p> <p><u>第23条</u> 市長は、申請予定者が前条の規定による勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者に対して、期間を定め、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第24条</u> この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
---	--

<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成30年1月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請にかかるもの(施行日前にこの条例による改正前の青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定にもとづき、協議書を市長に提出している場合(以下「施行日前に協議書を提出している場合」という。)を除く。)について適用し、施行日前の申請にかかるものおよび施行日以後の申</u></p>	
--	--

請にかかるもの（施行日前に協議書を提出している場合に限る。）については、なお従前の例による。

3 新条例第4条第4項の規定にかかわらず、施行日前に宗教法人が許可を受けた墓地の区域に接する土地において墓地の区域の拡張を行う場合（当該拡張した後の墓地の区域の面積が、拡張前の墓地の区域の面積の2倍以内である場合に限る。以下「既存墓地の拡張の場合」という。）において、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があるときは、新条例第5条から第7条までに規定する手続の全部または一部を省略することができる。

4 新条例第10条第1項の規定にかかわらず、既存墓地の拡張の場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

(1) 新条例第10条第1項第1号の規定は適用せず、旧条例第10条第1項第1号の規定を適用する。

(2) 新条例第10条第1項第2号、第7号および第8号の規定は、適用しない。

(3) 新条例第10条第1項第3号の規定の適用については、同号中「1.8メートル以上」とあるのは「1メートル以上」とする。

(4) 新条例第10条第1項第6号の規定については、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める特段の事情があるときは、適用しない。

5 新条例第11条第3号の規定については、施行日現在、同条第1号に該当する土地であって同条第2号に該当する敷地内に、施行日以後納骨堂を設置する場合は、適用しない。